

平成 21 年 5 月 29 日現在

研究種目：基盤研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18390159
 研究課題名（和文） 生命科学・医学の発展に対応した社会規範形成—生命倫理基本法の構築
 研究課題名（英文） Formation of social norms in accordance with the development of life and medical sciences: Construction of a basic law of bioethics
 研究代表者
 位田 隆一（IDA RYUICHI）
 京都大学・大学院公共政策連携研究部（平成 21 年 4 月より法学研究科）・教授
 研究者番号：40127543

研究成果の概要：

本研究では、ゲノム科学、再生医療、臓器移植、ヒト胚研究等の生命科学・医学の諸分野の科学的発展と課題を明らかにし、そこに生じうる倫理的法的社会的問題を把握し、学際的に理論的および実際の側面に配慮しつつ、新しい社会規範としての生命倫理のあり方と体系を総合的に検討して、生命倫理基本法の枠組みを提言した。具体的には、生命倫理基本法の必要性和基本的考え方、生命倫理一般原則群、分野別規範群、倫理審査体制、国や社会の取り組みを提示した。それらの内容は国際基準及びアジア的価値観とのすり合わせも行った。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	4,600,000	1,380,000	5,980,000
2007 年度	4,200,000	1,260,000	5,460,000
2008 年度	6,300,000	1,890,000	8,190,000
総計	15,100,000	4,530,000	19,630,000

研究分野：医歯薬学

科研費の分科・細目：境界医学・医療社会学

キーワード：生命倫理、ゲノム科学、再生医療、バイオバンク、生殖補助医療、研究倫理、生命倫理基本法、ヒト試料

1. 研究開始当初の背景

ヒトゲノム・遺伝子解析やヒト胚・ES 細胞・クローン胚などの先端生命科学研究とそれによるオーダーメイド医療や再生医療の実現への進展、また近年の生殖補助医療や臓器移植、終末期医療の展開など、現代の生命科学・医学の急速な進展は社会に大きな恩恵をもたらすとともに、さまざまな生命倫理問題を惹起する。それは、人間の存在や価値、尊厳や人権などといった、この社会における基本的価値にかかわる。それゆえ、現在は世界各国で、生命倫理関係の枠組みとなるような包括的な立法が行われつつある。我が国では、これまで問題ごとに、立法や指針を策定して対応策を講じてきた。しかし、生命倫理は、その基底に人間の生命や人間の存在についての価値や位置づけがあり、わが国がどのような立場をとるのか、全体を通じた基本的で一貫した考え方によらなければ、社会そのものが揺らぎを生じることとなる。このような背景のもとに、包括的な法的枠組として、生命倫理基本法の必要性を感じた。

2. 研究の目的

本研究では、社会の理解と協力の上に生命科学・医学の適切な発展を築くための、倫理的・法的規範を中心とした新しい社会規範について、学際的に理論面および実際面からそのあり方と実効的な規範体系を目指して、法律と国の指針、学協会のガイドラインを効果的に組み合わせた生命倫理基本法として提言することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、従来のこの種の研究方法と異なり、規範科学としての法律学を軸として、人文・社会科学と生命科学・医学の研究者を対等な形で含めた学際的で総合的な研究体制をとった。全体を1)規範体系に関連する問題、すなわち、生命科学の発展が社会に与える影響、人間および生命に関する価値観や考え方の変容、生命倫理規範の体系、および先進国やアジア諸国の生命倫理法制、ならびに2)生命科学・医学の発展、とくにゲノム科学、再生医療、生殖補助医療、

臓器移植等の諸分野における倫理問題、の二つの問題視角を交差させながら、広範な議論を行った。

具体的には、3年間で20回に及ぶ全体研究会やサブ研究会、国際ワークショップ、シンポジウムを開催し、研究代表・分担者のみならず多くの外部の研究者や実務家を招へいして、発表・報告を求め、意見交換を行った。とりわけ、各年度末には海外からの協力研究者を招いて国際ワークショップを開き、各国の状況のすり合わせや生命倫理基本法の可能性と課題について突っ込んだ議論を行った。他方で、iPS細胞の樹立に見られるように生命科学の進展の速度は極めて速いため、最先端の研究状況についても専門家を招いて科学的課題と倫理的法的社会的問題の可能性の双方を把握するように努めた。

4. 研究成果

1) 社会規範としての生命倫理とその形態

生命科学・医学の発展は、人間の健康の維持と疾病の予防・診断・治療に大きく貢献し、人類に大きな幸福と福祉をもたらすが、同時にわれわれに人間の生命の本質、生と死の境、生きることの意味といった大きな課題を投げかける。生命倫理は、それらの問題の判断基準であり、人間のよりよい生活のために生命科学・医学が社会に受け入れられるための社会規範¹である。

社会規範としての生命倫理の形態は、法律、法律に基づく指針、行政指針、専門家集団の自主規律、個人の倫理観による自己規制とさまざまである。それぞれに拘束性や実効性の程度に差がある。

2) 生命倫理基本法の必要性

生命倫理は、社会における法の支配の観点から、特に人体及び生命に関連する事柄であるから、欧米先進国のみならず、アジアをはじめ発展途上国にも生命倫理立法が広がっている。わが国では、生命倫理がかかわる生命科学・医学のように科学技術分野の規制については、研究の自由と患者の救済が重視され、専門家集団(学協会)の自主規制にゆだねることが多い。わが国には関連する立法や指針がないわけではないが、生命倫理について基本的で一貫した考え方や体系的、統一的な法や指針はない。そこで、生命倫理基本法というべき中軸となる法律を策定し、今後生じる様々な生命倫理問題を解決した対応する基盤とすることが不可欠である。

わが国で生命倫理基本法を策定するには、一般に法に対する消極感や科学者に法への萎縮感があり、対して科学者の良心や倫理観がある。しかし、社会がその基本的価値を維持するには規範も実効性が必要であり、法はそれを最終的に担保する。またこれまでのような分野別・問題別の規範設定や解決策では、全体的な価値の維持や整合性が確保できない。基本的な価値や考え方にかかわる部分は法でその枠組みを定めて、具体的な問題には応用問題として対応

するべきである。

生命科学の進歩の速度は極めて早く、具体的な事象や知見に対して柔軟でタイムリーな対応が必要であるから、生命倫理基本法には基本原則と基本的考え方のみを定めることとし、詳細な規則については、政省令や指針(ガイドライン)によるのが適当である。枠組み法の下で現場に迅速に対応できる具体的で詳細な規則を権限省庁が策定するのは、世界的によく行われている。

3) 生命倫理基本法モデル—枠組み試論

基本法の射程については、「時間的」な範囲として、人の生命の始まりから終わりまでを定めるべきである。人の生命は全体として一つのプロセスであり、そのプロセスを追って生命の様々な段階の価値やそれに対する考え方、取り扱い方が決まる。具体的には、始原細胞、配偶子、受精胚、胎児、ヒト個体、さらに、未成年、成人、高齢者、無能力者などの様々な地位がありうる。これらを統一的に捉える必要がある。第2に事項的範囲として、ヒト試料を用いる基礎研究から、臨床研究、そしてその成果を臨床応用までのすべての過程をカバーするべきであるが、確立した医療に関しては既に一定の法整備があるので、生命倫理基本法は、ヒトの身体又はその一部を用いる生命科学・医学の研究の領域をカバーするものがまず必要とされる。

生命倫理基本法の全体体系は、まず生命倫理基本法の理念を記す前文に始まる。生命科学・医学の研究が研究の自由に基づく知的活動であると同時に、研究参加者の保護を念頭に置きつつ、効果的に行われ、生命科学・医学の発展がわが国社会の中で適切に発展していくための枠組みを定めることが書かれる。この法律の下で、国、研究機関、研究者及び研究参加者、倫理審査委員会委員を含む関係者、ならびに国民は、生命科学・医学がこの法律に基づいて適切かつ効果的に発展するよう確保する責任を有する。ついで、第1章は基本原則にあてられる。ここではモデルとして、ユネスコ「生命倫理と人権に関する世界宣言」を取り上げた。人の尊厳と人権の尊重、科学と社会の利益に対する個人の利益と福祉の優越、患者や被験者の利益の増進と損害の危険の最小化、自己決定権と責任の尊重、弱者の権利と利益の保護、事前の十分な説明を受けた上での自由意思による同意(インフォームド・コンセント)と同意の撤回、代諾、個人の一体性とアイデンティティ、プライバシーの尊重と個人情報保護、公正と衡平、差別禁止、文化的多様性と多元主義の尊重、将来世代への影響への配慮などが挙げられる。

次に、分野別原則として、人の生命の始まりの段階での研究、すなわち生命を一つのプロセスととらえ、始原生殖細胞、生殖細胞、胚、ヒトES細胞やiPS細胞、胎児、さらには生殖補助医療研究が対象となる第1のくくりと、出生後のヒトの試料を用いる研究全般に関する第2のくくりについての規範が必要である。とくにバイオバンクに

についての規範枠組みはこれから不可欠である。なお、研究と臨床との橋渡しの部分についても何らかの規範枠組が必要である。第3のくくりは死体を用いる研究である。最後のくくりは、これらの様々な研究をまたがる倫理審査である。わが国では、倫理審査の考え方・あり方や倫理委員会の性格・機能について必ずしも共通の理解がない。実効的な倫理審査の保障はわが国の研究成果が国際的に認められる重要な要素であるから、国内的に質の統一を図るための基準を基本法に定めることが望まれる。最後に、生命科学・医学の発展を促進すると同時に社会の中での基本的な価値の尊重を確保する国の役割が明記されなければならない。

4) その他、個別分野や問題の研究成果については、研究代表および各研究分担者が個別に雑誌、図書、学会等に発表している。下記5. はその主なものである。今後、成果のまとめをAsian Review of Bioethicsへ掲載し(英文)および単行本を出版の準備中である。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計46件)

1. Egawa H., et al., Risk Factors for Recurrence of Primary Sclerosing Cholangitis After Living Donor Liver Transplantation: A Single Center Experience, *Dig Dis Sci*, 有, Mar 7, 2009
2. 甲斐克則, (翻訳)「人の遺伝子検査に関するスイス連邦法(1)」, *早稲田法学*, 無, 84巻2号, 2009, 301-308
3. 甲斐克則, 尊厳死問題の法理と倫理, *愛知学院大学宗教法制研究所紀要*, 有, 49, 2009, 149-184
4. 甲斐克則, 遺伝情報およびDNAの法的保護と利用, *L&T*, 有, 43, 2009, 72-82
5. 甲斐克則, 欧米における遺伝情報の法的保護と利用をめぐる議論, *家族性腫瘍*, 有, 第9巻第1号, 2009, 24-29
6. 位田隆一, 再生医療をめぐる倫理的・社会的・法的諸問題, *日本臨牀*, 有, 第66巻・第5号, 2008, 991-996
7. Atsushi Asai et al., An Ethical and Social Examination of Dementia as Depicted in the Japanese Films, *Journal of Medical Humanities*, 有, 巻号: 未定, in press.
8. M. Fukuyama, Atsushi Asai, et al., Clinical Ethics Support and Education Project A Report on Small Team Clinical Ethics Consultation Programs in Japan, *J. Med. Ethics*, 有, 34, 2008, 858-862
9. Atsushi Asai, K. Itai, et al., Qualitative Research on Clinical Ethics Consultation in Japan: The Voices of Medical Practitioners, *General Medicine*, 有, 9, 2008, 47-55
10. K. Ohnishi, Y. Hayama, Atsushi Asai, S. Kosugi, The process of whistleblowing in the nursing staff of a Japanese psychiatric hospital, *Nursing Ethics*, 有, 15, 2008, 631-642
11. M. Fukuyama, Atsushi Asai, How can we make the best use of the Universal Declaration on Bioethics and Human Rights?, *Eubios Journal of Asian and International Bioethics*, 無, 18 (July 2008), 2008, 110-112
12. Ortiz CM, et al. H, Fujita J., Shimada Y., Gankyrin oncoprotein overexpression as a critical factor for tumor growth in human esophageal squamous cell carcinoma and its clinical significance, *Int J Cancer*, 有, 122, 2008, 325-332
13. 波多野, 田浦, 高田, 江川裕人, 猪飼, 上本, 治療の進歩と問題点: 生体肝移植の役割, *外科治療*, 有, 98, 2008, 169-173
14. 上田佳秀, 江川裕人, 成人劇症肝炎に対する肝移植, *Parma Media*, 有, 26, 2008, 47-50
15. 海道, 波多野, 川口, 小倉, 江川裕人, 上本, 生体肝移植レシピエント手術のクリニカルパス作成と運用後評価, *臨床外科*, 有, 63, 2008, 1587-1595
16. 江川裕人, 上本伸二, 生体肝移植ドナーに関する適応と諸問題, *移植*, 有, 42, 2008, 501-506
17. 波多野, 田浦, 高田, 江川裕人, 猪飼, 上本, 肝臓診療の最新のシンポジウムと問題点—生体肝移植の役割, *外科治療*, 有, 98, 2008, 169-173
18. 森崎隆幸, インフォームドコンセント—国際標準化の模索, *医学のあゆみ*, 有, Vol. 225, No. 9, 2008, 895-898
19. S. Chiba; K. Itai; Y. Tsuchiya; M. Onishi; S. Kosugi; Atsushi Asai, Attitudes of Japanese bioethical educators towards life-sustaining treatment in the Wendland case, *Eubios Journal of Asian and International Bioethics*, 有, 18, 2008, 35-41
20. 藤村聡, 藤田潤, 遺伝カウンセリング入門【連載10】遺伝子占いはどうですか?, *Schneller*, 無, 65, 2008, 30-35
21. 平塚 志保, 玉井 真理子, 重篤な疾患をもつ子どもの父母への支援, *周産期医学*, 有, 2008, 38(5), 575~579
22. 山内泰子, 河村, 涌井, 櫻井, 古庄, 和田, 関島, 吉田, 中村, 玉井真理子, 山下, 福嶋, 受診記録の類型化に基づく臨床遺伝外来(大学病院遺伝子診療部)の現状と課題, *日本遺伝カウンセリング学会誌*, 有, 2008, 29-1, 56
23. 片井みゆき, 櫻井, 山下, 玉井真理子, 橋爪, 福嶋義光, 多発性内分泌腫瘍症1型家系若年者に対する遺伝カウンセリング, *家族スクリーニングと長期フォローアップの経験*, *日本遺伝カウンセリング学会誌*, 有, 2008, 29-1, 50
24. 位田隆一, ヒトES細胞を用いる再生医療の法的倫理的諸問題, *脳神経外科*, 有, 第3

5 卷第 4 号, 2007, 403-410

25. 位田隆一, 先端医学・生命科学研究と法, ジュリスト, 有, 2007 年 8 月合併号 (1939 号), 2007, 2-10
26. 位田隆一, 国際生命倫理規範の法的性格—ユネスコの三原則を素材として—, 法學論叢, 有, 第 162 卷第 1~6 号, 2008, 19-39
27. 増井徹, 包括同意, 何が問題か, メディカルバイオエシックス, 有, 34, 2007, 74-81
28. 増井徹, 世界のゲノム疫学研究: 英国のバイオバンクを中心にして, 最新医学, 有, 62, 2007, 2234-2242
29. 甲斐克則, イギリスの人体組織法と刑事規制—いわゆる『DNA 窃盗』を中心に—, 法学研究(慶應), 無, 80 卷 12 号, 2007, 273-289
30. 甲斐克則, 人体構成体と『人間の尊厳』, 法の理論, 有, 26 号, 2007, 273-289
31. 藤村聡, 藤田潤, 遺伝カウンセリング入門【連載 9】ダウン症候群 (21 トリソミー症候群) の遺伝カウンセリング, Schneller, 無, 64, 2007, 30-33
32. Atsushi Asai, M. Ohnishi, et al., Humanistic Qualities of Physicians: A view of Japanese Residents, Medical Teacher, 有, 29, 2007, 414
33. Seiji Bito and Atsushi Asai, Attitudes and behaviors of Japanese physicians concerning withholding and withdrawal of life-sustaining treatment for end-of-life patients, BMC Medical Ethics, 有, 8, 2007, 7
34. Atsushi Asai and S. Sakamoto, Self-Determination of Death in Japan: A Review and Discussion, Eubios Journal Asian and International Bioethics, 有, 17, 2007, 35-41
35. カール・ベッカー, SOC の現状とスピリチュアル教育の意味, Comprehensive Medicine, 8 卷 1 号, 2007, 有, 23-52
36. カール・ベッカー, 思いやり崩壊に警鐘, 仏教タイムズ, 2271 号, 無, 2007, 3
37. カール・ベッカー, 生命の危機に対して, 日本人は何が出来るのか, 学士会会報, 864 号, 無, 2007, 24-37
38. カール・ベッカー, 治癒力とスピリチュアリティ, Mind-Body Science 人体科学会誌, 有, 2007, 8-11
39. 位田隆一, わが国における遺伝子解析研究の倫理的枠組, 臨床医薬, vol. 22, no. 10, 2006, 有, 843(21)-858(36)
40. 駿地真由美, 藤田潤, 遺伝子診療部—遺伝子診療における個別心理面接の試み, 現代のエスプリ別冊, 臨床心理面接研究セミナー, 2006, 258-262
41. 服部高宏, 看護専門職とアドボカシー—アドボカシーの諸相と看護の可能性—, 臨牀看護, 32 卷 14 号, 2006, 有, 2050~2055
42. Tanida N, Becker C, et al., Survey on

the Contributions of Hospice and Palliative Care Staff to Spiritual and Life-and-Death Education at School, Palliative Care Research, 1 (1), 2006, 109-113

43. Becker C, Sustainable Happiness? A View from History and Social Ethics, Kyoto University Newsletter, 10 卷, 2006, 10
44. カール・ベッカー, 死に至る病のリスクに備える, 人環フォーラム, 19 卷, 2006, 有, 32-37
45. Tanida N, Becker C, et al., Survey on the Contributions of Hospice and Palliative Care Staff to Spiritual and Life-and-Death Education at School, Palliative Care Research, 1 (1): 109-113, 2006
46. 山下浩美, 玉井真理子, 古庄, 福嶋, 出生前診断を受けたクライアントへのかかわりを振り返って, 日本遺伝看護学会誌, 有, 2006, 4 卷 2 号, 39

[学会発表] (計 22 件)

1. 位田隆一, iPS細胞由来の生殖細胞の作成・利用に関わる倫理的法的社会的諸問題, 日本生殖再生医学会学術集会, 2009. 3. 15, サンケイプラザ
2. Ida, Ryuichi, Japanese Concept of the Beginning of Life - Viewed from Stem Cell Research Guidelines -, UNESCO-Kumamoto University Bioethics Roundtable 2008-Life as a Value-, 2008. 12. 14, 熊本大学
3. 位田隆一, iPS細胞の研究と利用における倫理問題, 第 20 回日本生命倫理学会年次大会, 2008. 11. 29, 九州大学医学部
4. 位田隆一, パーソナルゲノム時代の倫理・法律・社会的課題, 「ゲノム医学のこれから」シンポジウム, 2008. 10. 14, 東京国際フォーラム
5. Ida, Ryuichi, Bioethics, law and cultural diversity: The Asian Perspectives, 9th World Congress of Bioethics, International Association of Bioethics, 2008. 9. 6, Croatian Cultural Hall, Rijeka, Croatia
6. 位田隆一, 「日本における生命倫理基本法への提言—国際法のおよび生命倫理的視点を踏まえて—」, 早稲田大学比較法研究所 50 周年記念 医事法国際シンポジウム, 2008. 6. 28, 29, 早稲田大学
7. Ida, Ryuichi, Ethical consideration on recent stem cell research for regenerative medicine, The Second International Congress of Medical Ethics in Iran, 2008. 4. 17, Tehran University of Medical Science, Tehran, Iran
8. 位田隆一, Hard law and Soft law in

Bioethics ?, Kyoto International Workshop
《 Basic Law of Bioethics 》, 2008. 3. 23, 国立京都国際会館

9. 位田隆一, Ethical Issues relating to iPS cell(A Tentative Analysis), International Workshop “Basic Law of Bioethics”, 2008. 3. 23, 国立京都国際会館

10. 増井徹, ゲノム情報を基礎とした医学・生物学研究を支えるバイオバンクの現状と今後, 静岡県治験ネットワーク支援倫理委員会委員等研修会, 浜松, 2008. 3. 1

11. 増井徹, 医学・生物学研究を支える人体由来研究資源, 千葉県がんセンターセミナー, 2008. 1. 10, 千葉

12. 増井徹, 医学・生物学研究を支える人体由来研究資源, ライフサイエンス統合データベースセンターセミナー, 2008. 1. 10, 東京大学

13. 位田隆一, Procréation médicalement assistée et anonymat au Japon, Workshop “Anonimat et procréature médicalement assistée”, R.-U. I-Bioéthique, 2007. 12. 6, Université de Rennes, France,

14. 位田隆一, 「社会の中の科学」と人文学の振興—生命科学と人文学の知の融合にむけて(基調講演), 第4回日韓人文政策フォーラム, 2007. 11. 23, ロッテホテル, 釜山, 韓国

15. 位田隆一, Bioethics of Biobank ELSI Issues in a Post-Sequence Era, Symposium “Biobank in the 21st Century, 2007. 8. 13, Academia Sinica, Taipei, Taiwan

16. 増井徹, 科学という営みが要請する人資料の研究利用に関わる「同意」, 生命倫理コロキウム 「検体の研究利用における同意の問題」, 2006. 10. 27, 大阪大学

17. 増井徹, 医療・医薬品バイオ技術の国民理解, 医療/医薬品バイオ技術に関するPA向上施策, BioJapan2006 in Osaka, 2006. 9. 15, 大阪

18. 増井徹, 人のことはヒトで、を支える研究基盤—ゲノム情報が支える医学・生物学研究, 平成 18 年度第 2 回応用倫理研究所セミナー, 2006. 6. 22, 金沢工業大学

19. 増井徹, 臨床研究を支えるために, 第 5 回がんトランスレーショナルリサーチワークショップ, 2006. 6. 1, 東京

20. Masui, T., Public Acceptance of Innovative R&D is Not Enough in Japan: Suggested Approaches for New Regulatory Guidelines to Support Biomedical Research, International Business Conference: Advances in Drug Discovery and Development, 2006. 4. 26, Chiba, Japan

21. Nukaga, Y. and Masui, T., Genetic Exceptionalism, Symposium: Pharmacogenetics, Challenge and Future of

Individual Medicine, Second Multitruck Workshop in Japan, 2006. 4. 13, Tokyo

22. 増井徹, 創薬と研究倫理を支える: 市民参加の基礎, 第 5 回企業の研究倫理審査連絡会, 2006. 4. 7, 東京

〔図書〕(計 22 件)

1. Ryuichi Ida, Oxford University Press, Julian Savulescu and Nick Bostrom(eds.), Human Enhancement, (Should We Improve Human Nature?: An Introgation from an Asian Perspective執筆), 2008, pp.59-70

2. Fujita J. Springer, Berlin, Schwab, M. (ed), Gankylin, Encyclopedia of Cancer, 2nd ed., 2008, pp.1205-1207

3. カール・ベッカー編著, 晃洋書房, 山本佳世子訳, 『愛する者の死とどう向き合うか—悲嘆の癒し』, 2008, 208 頁

4. カール・ベッカー, 春風社, 木村武史編, 『サステイナブルな社会を目指して』(「日本の宗教的思想が二十一世紀に貢献するもの」執筆), 2008, pp.241-256

5. カール・ベッカー, 現代図書, 得丸定子編, 『いのち教育をひもとく—日本と世界』(「北米に於けるデス・エデュケーションとその周辺」執筆), 2008, pp.55-80+211-224

6. カール・ベッカー, 東京大学出版会, 島菌進・竹内整一編, 『死生学とは何か』(「アメリカの死生観教育—その歴史と意義」執筆), 2008, pp.75-104

7. Atsushi Asai and Miki Fukuyama, UNESCO Bangkok, Macer, Darryl, ed., Asia-Pacific Perspectives on Bioethics Education (Toward Successful Bioethics Education 執筆), 2008, pp.59-70

8. 岩志, 甲斐克則, 白井, 長谷川, 増井徹 共著, 尚学社, 生命科学と法, 2008, 224 頁

9. Tohru Masui, Routledge, M. Sleeboom-Faulkner, ed., Trust and Creation of Biobanks (Biobanking in Japan and the UK. Human Genetic Biobanks in Asia 執筆), 2008, pp.66-91

10. 増井徹, (独) 医薬品基盤研究所, 「米国立がん研究所ヒト生物資源保管施設のための実務要領」, 2008, pp.1-51

11. 甲斐克則, 信山社, ブリッジブック医事法, 2008, 296 頁

12. Ryuichi IDA, LexisNexis/Litec, Ch. BYK (ed.) Bioéthique et droit international : Autour de la Déclaration universelle sur la bioéthique et les droits de l’homme, (Portée et objectifs de la Déclaration: harmonie universelle et diversité des valeurs執筆), 2007, pp.23-27

13. 位田隆一, Sophia University Press/ぎょうせい、奥田純一郎編著、普遍性と多様性「生命倫理と人権に関する世界宣言」をめぐ

る対話、(生命倫理に関する世界宣言とそのフォローアップ—普遍性の中の多様性—執筆, 2007, pp.100-107

14. カール・ベッカー, 東洋館出版, 上廣哲治編, 倫理的叡智を求めて, (日本史から世界が倫理を学べるか執筆)2007, pp.53-80

15. カール・ベッカー, 診断と治療社, 永田勝太郎編, 心身症の診断と治療(心身治療とサルトジェネシス執筆), 2007, pp.62-67

16. カール・ベッカー, Seoul: Thinking Baeksung Publishing (ベッカー『死の体験』韓国語訳), 2007, 300頁

17. 水澤博, 小原有弘, 増井徹, 裳華房, バイオ研究の裏舞台, 2007, 174頁

18. 山内正剛, プレーン出版, 水谷修紀・吉田雅幸(監), 遺伝診療をとりまく社会—その科学的倫理的アプローチ, (先端医療技術をとりまく生命倫事情について執筆), 2007, pp.113-123

19. カール・ベッカー, 東京大学21世紀COE, 武川正吾編, 次世代死生学論集(次世代のための死生学教育執筆), 2006, pp.13-31,

20. カール・ベッカー, 勉誠出版, 樫尾直樹編, アジアのスピリチュアリティ~精神的基層を求めて, (現代社会が必要とする日本のスピリチュアル教育執筆), 2006, pp.138-153

21. Carl Becker, McGraw Hill, Brannigan (ed.) Ethics Across Cultures (Philosophy Educating Humanity執筆), 2006, pp.427-435

22. Ryuichi IDA, UNESCO, Déclaration universelle sur la bioéthique et son suivi - Diversité dans L'universalité, Comité international de bioéthique de l'UNESCO douzième session, 2006, pp.109-116

[その他]

ホームページ開設

<http://www.kclc.or.jp/idaken.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表

位田 隆一 (IDA RYUICHI)

京都大学・大学院公共政策連携研究部(平成21年4月より法学研究科に配置換)・教授
研究者番号: 40127543

(2) 研究分担者

甲斐 克則 (KAI KATSUNORI)

早稲田大学・法務研究科・教授

研究者番号: 80233641

木南 敦 (KINAMI ATSUSHI)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 30144314

服部 高宏 (HATTORI TAKAHIRO)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 00218504

ベッカー カール (BECKER CARL)

京都大学・こころの未来研究センター・教授

研究者番号: 60243078

藤田 潤 (FUJITA JUN)

京都大学・大学院医学研究科・教授

研究者番号: 50173430

森崎 隆幸 (MORISAKI TAKAYUKI)

国立循環器病センター研究所・バイオサイエンス部・部長

研究者番号: 30174410

山内 正剛 (YAMAUCHI MASATAKE)

放射線医学総合研究所・放射線防護研究センター・チームリーダー

研究者番号: 00260240

増井 徹 (MASUI TOHRU)

医薬基盤研究所・生物資源研究部・主任研究員

研究者番号: 50150082

浅井 篤 (ASAI ATSUSHI)

熊本大学・医学薬学研究部・教授

研究者番号: 80283612

江川 裕人 (EGAWA HIROTO)

京都大学・大学院医学研究科・准教授

研究者番号: 40293865

加藤 和人 (KATO KAZUTO)

京都大学・人文科学研究所・准教授

研究者番号: 10202011

熊谷 健一 (KUMAGAI KENICHI)

明治大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号: 20264004

玉井 真理子 (TAMAI MARIKO)

信州大学・医学部・准教授

研究者番号: 80283274

西村 周三 (NISHIMURA SHUZO)

京都大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号: 10027576